

福山市生活保護業務支援システム導入事業に関するプロポーザル実施要領

1 事業の目的

生活保護業務支援システムの導入により、生活保護業務における対応事例、業務上のノウハウを蓄積し共有することを主たる目的とする。また、導入に伴い業務効率化を図ることで、被保護者への対人援助業務の充実を目指すものである。

2 事業概要

- (1) 事業名 福山市生活保護業務支援システム導入事業
- (2) 実施場所 福山市役所生活福祉課、松永支所松永保健福祉課、北部支所北部保健福祉課、東部支所東部保健福祉課、神辺支所神辺保健福祉課、その他本市が指定する場所
- (3) 事業内容 生活保護業務支援システム仕様書（以下「仕様書」という。）（別紙1）のとおり
- (4) 履行期間 契約締結の日から2025年（令和7年）3月31日まで

3 見積限度額

見積限度額の上限は、1,584,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

4 選定方式及び契約方法

本事業は、価格のみによる競争では目的を達成できないため、専門的な知識・経験等を有する事業者からの提案を広く公募し、プレゼンテーション及びヒアリングを行って提案内容を評価する、プロポーザル方式によって受注候補者を特定する。その後、受注候補者と仕様等について協議を行い、協議が整った時点で当該事業者と随意契約を締結する。

5 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、本市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 本市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条及び第3条に基づく暴力団及び暴力団員が実質的に経営を行っている業者又はこれに準ずる者でないこと。
- (7) 過去3年以内に、5団体以上の地方公共団体に当該システムの導入実績を有する者であること。

6 参加申込の手続等

- (1) 担当課 福山市保健福祉局福祉部生活福祉課
住所 〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号（福山市役所本庁舎1階）
電話 （084）928-1066（直通）

FAX (084) 928-1730

メールアドレス seikatsu-fukushi@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) 選考スケジュール

公告	2024年(令和6年)7月16日(火)
実施要領等の配付期間	2024年(令和6年)7月16日(火)から 同月30日(火)午後5時まで
質問書受付期間	2024年(令和6年)7月16日(火)から 同月23日(火)午後5時まで
質問書に対する回答期限・回答方法	2024年(令和6年)7月26日(金)までに随時 福山市ホームページに掲載。
参加申込書の受付期間	2024年(令和6年)7月16日(火)から 同月30日(火)午後5時まで
企画提案書の提出者の参加資格確認結果通知	2024年(令和6年)7月31日(水)
企画提案書の受付期間	2024年(令和6年)7月31日(水)から 同年8月9日(金)午後5時まで
プレゼンテーション及びヒアリングの実施	2024年(令和6年)8月21日(水)
企画提案書の選定通知	2024年(令和6年)8月26日(月)

(3) 実施要領等の配付期間及び配付場所

ア 配付期間

2024年(令和6年)7月16日(火)から同月30日(火)午後5時まで

イ 配付場所

福山市ホームページ (<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp>) からダウンロードすること。

7 参加申込書の作成等

(1) 受付期間 2024年(令和6年)7月16日(火)から同月30日(火)午後5時まで(郵送の場合は、7月30日(火)午後5時必着)

(2) 提出場所 6(1)の担当課に同じ

(3) 提出方法 持参又は郵送(持参の場合は、受付期間のうち福山市の休日を定める条例(平成元年条例第29号)第1条に規定する市の休日(以下「市の休日」という。)を除く午前8時30分から午後5時まで)
※提出資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出書類及び部数 次に掲げる書類を作成し、各1部を提出すること。

(ウからカまでについては、提出日の3か月前の日以降に発行されたもの。)

ア 参加申込書(様式1)

イ 委任状(様式2)(契約締結等に関する権限を支店長、営業所長等に委任する場合に提出すること。)

ウ 商業登記簿謄本(写しでも可)

エ 市税の完納証明書(原本。本市に納付すべき市税の滞納がないことを証明したもの。ただし、本市における納税義務のない者は、申立書(様式3)を提出すること。)

オ 納税証明書(写しでも可。国に納付すべき消費税及び地方消費税の納税証明書(その3未納の税額がないこと用))

カ 印鑑証明書(原本)

キ 誓約書(様式4)

ク 事業者概要等報告書（様式5）

ケ 業務実績報告書（様式6）

(5) 質問の提出及び回答

ア 受付期間

2024年（令和6年）7月16日（火）から同月23日（火）午後5時まで

イ 提出方法

電子メールにより質問書（様式7）を提出し、メール送信後、電話により生活福祉課に受信の確認を行うこと。

ウ メールアドレス

6(1)のメールアドレスに同じ

エ 回答

質問に対する回答は、2024年（令和6年）7月26日（金）までに随時、本市ホームページに掲載する。

8 プロポーザル参加資格の確認（企画提案書の提出者の選定）

7で提出された書類により、参加資格の確認を行う。

(1) 参加資格確認結果の通知 2024年（令和6年）7月31日（水）

参加申込書の提出者全員に、参加資格確認結果を通知する。

(2) 参加申込書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

- ・参加申込書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止める。
- ・参加申込書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について参加資格の確認を行う。

9 企画提案書の作成等

(1) 受付期間 2024年（令和6年）7月31日（水）から同年8月9日（金）午後5時まで（郵送の場合は8月9日午後5時必着）

(2) 提出場所 6(1)の担当課に同じ

(3) 提出方法 持参又は郵送（持参の場合は、受付期間のうち市の休日を除く午前8時30分から午後5時まで）※ 提出資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出書類及び部数

企画提案書（正本1部、副本8部）、見積書（1部）

ア 福山市生活保護業務支援システム導入事業者評価委員会評価基準（以下「評価基準」という。）（別紙2）に定める評価項目に対する内容を提示すること。

イ 企画提案書は、日本工業規格A4版横書き、両面印刷、左綴じ又は上綴じで作成し、目次及び項番号を付け、提出すること。

ウ 見積書（任意様式）に記載する金額は、消費税及び地方消費税を含む金額とする。利用料等、本事業に係る費用について、積算の内訳・根拠の詳細を記載すること。

10 企画提案書の評価及び評価基準

9で提出された企画提案書について、福山市生活保護業務支援システム導入事業者評価委員会（以下「評価委員会」という。）で評価を行う。

(1) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

ア 日時 2024年(令和6年)8月21日(水)

開始時間、場所等の詳細については、参加資格の確認結果通知時に別途通知する。

イ 内容、方法等

(ア) プレゼンテーション及びヒアリングへの事業者の出席人数は、企画提案書の内容を熟知している者で、届出のあった業務担当責任者を含む3人以内とする。

(イ) 事業者は、参加資格の確認結果通知が届き次第、速やかに電子メールでプレゼンテーション等出席者報告書(様式8)を提出し、メール送信後、電話により生活福祉課に受信の確認を行うこと。

(ウ) プレゼンテーションは、書面により行うこと。

(エ) プレゼンテーションは30分以内、ヒアリングは10分程度とする。

(オ) プレゼンテーションの順番は、提出書類の受付順とする。

(カ) プレゼンテーション出席者は、他の事業者の企画提案を傍聴することはできない。

(キ) プレゼンテーションの内容は、提出した企画提案書の内容に限定する。追加提案の説明や追加資料の提出は認めない。

(2) 評価基準・評価項目 評価基準(別紙2)のとおり。

(3) 受注候補者の特定 評価委員会における評価が最も高い者を、市長が本事業の受注候補者として特定する。

(4) 評価結果・選定結果の通知 2024年(令和6年)8月26日(月)

企画提案書の提出者全員に、評価結果・選定結果を通知する。なお、特定者に対する採用通知は、評価の結果、受注候補者として特定された事実を通知するものであり、事業の受注者として決定するものではない。通知後、福山市と受注候補者との間で契約締結に向けた協議を行うこととする。

(5) 評価結果の公表 評価結果については、福山市ホームページに公表する。

(6) 非選定理由に関する事項

ア 提出した企画提案書等が選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨とその理由(非選定理由)を書面により通知する。

イ アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して10日以内に書面(様式は任意)により、市長に対して非選定理由の説明を求められることができる。

ウ イの回答は、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面によって行う。

エ 非選定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は次のとおり。

(ア) 6(1)の担当課に同じ

(イ) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで

(7) 企画提案書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

- ・企画提案書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止める。
- ・企画提案書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について、評価委員会において受注候補者としての適否を審査する。

(8) 評価点が同点になった場合の取扱い

評価委員会による評価の結果、同点になった場合は、見積書の金額の低い者を受注候補者に決定する。

1.1 契約の締結

(1) 本事業の契約は、評価委員会を経て、市長が特定した受注候補者と事業内容について協議等を行い、仕様書の内容を確定した後に、見積合せの上、契約を締結するものとする。

(2) 仕様書の確定に際しては、提案された内容が基本となるが、受注候補者と本市との協議により、必要

に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、契約額が、9(4)で提出した見積書の額と同額になるとは限らない。

- (3) 市長が特定した受注候補者と、契約が締結できなかつたとき又は失格条件に該当すると認められたときには、次点の提案者と契約交渉を行うものとする。

1.2 失格条件

次に掲げるいずれかに該当したときは、失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出されたとき
- (2) 提出書類に虚偽の記載があつたとき
- (3) 3の見積限度額を超えた見積書を提出したとき
- (4) 評価及び審査の公平性を害する行為があつたと市長が認めたとき
- (5) 実施要領の内容に違反すると市長が認めたとき
- (6) その他本市の指示に違反するとき

1.3 その他の留意事項

- (1) 事業の実績等については、日本国内の事業の実績等をもって判断するものとする。
- (2) 参加申込書が提出されなかつた場合又は参加資格がある旨の通知を受けなかつた場合は、企画提案書を提出できないものとする。
- (3) 参加資格がある旨の通知を受けた者が、提出期限までに企画提案書を提出しない場合は、辞退したものとみなす。
- (4) 参加申込書及び企画提案書の作成及び提出並びにプレゼンテーション及びヒアリング等に要する費用等は、全て参加者の負担とする。
- (5) 提出された参加申込書及び企画提案書は返却しない。
- (6) 提出された企画提案書類の著作権は、その提出者に帰属することとする。
- (7) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとする。
- (8) 提出された参加申込書及び企画提案書は、受注候補者の選定以外に提出者に無断で使用しない。なお、選定に必要な範囲において複製をすることがある。
- (9) 参加者は、複数の参加申込書及び企画提案書を提出することはできない。
- (10) 提出期限以降における参加申込書及び企画提案書の差替及び再提出は認めない。
- (11) 提出された企画提案書等は、福山市情報公開条例（平成14年条例第2号）に基づく情報公開請求の対象となる。
- (12) 参加申込書又は企画提案書の提出後に辞退をする場合は、辞退届（様式9）を担当課に持参又は郵送により提出すること。
- (13) 参加者（参加を予定している者を含む。）又はその関係者は、評価委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがある。
- (14) 本事業の具体的な内容は、企画提案書に記載された内容を反映しつつ本市との協議に基づいて決定するものとする。
- (15) 受注者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合は、本市は契約を解除できるものとする。この場合、本市に生じた損害は、受注者が賠償するものとする。

- (16) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により、事業計画の変更又は中止する場合があります。この場合、参加者に対して本市は一切の責任を負わないものとする。
- (17) 参加者は、参加申込書の提出をもって実施要領等の記載内容に同意したものとする。